

## 柏市立図書館マンガ取扱基準

制定	平成 25 年	2 月	1 日
施行	平成 25 年	2 月	1 日
改定	令和 5 年	7 月	1 日

### 1 趣旨

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日制定の「柏市立図書館資料収集方針」に基づき、マンガの具体的な取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 定義

この基準において「マンガ」とは、マンガ表現そのものを楽しむことを目的に製作されたマンガ資料を対象とし、ひとコマ又は数コマで表現されているものもこれに含める。

### 3 マンガの所蔵館

マンガは多巻にわたるものが多く、広い開架スペースが必要であるため、旧柏市と旧沼南町との合併時においてすでにマンガを所蔵していた沼南分館と高柳分館でのみの所蔵とする。

### 4 選書の対象

次のものはマンガとしての選書対象から除外する。

(1) 主に児童を対象とした学習マンガ、実用マンガ

例：「まんが きょうりゅうのひみつ」

「まんが 野球入門」

\* 児童書として選書する。

(2) 大人を対象として、マンガという表現方法を用いている実用書

例：「マンガ日本経済入門」

「あたし天使あなた悪魔ー子育てマンガー」

\* 各分類の資料として選書する。

(3) 原画集，イラスト集，ファンブック，原作のダイジェスト版

＊各分類の資料として選書する。

(4) 月刊・週刊などの雑誌や原作とは別に廉価版として刊行されたペーパーバック等。

なお，マンガに関する評論・研究書等は，一般の図書資料として収集する。

## 5 選書基準

出版形態が多様であること，視覚的効果が高いこと，幅広い年齢層が手に取る資料であることなどを考慮し，次の基準に照らして資料的価値を重視した選書を行うこととする。

(1) 日本のマンガ史上，重要とされる作品，各時代を代表する資料的価値の高い作品，社会的評価を得ている作品であること。

(2) 次のアからウまでの最高賞を受賞したものは積極的に選書する。また，候補に挙げたものも留意する。

ア 手塚治虫文化賞（主催：朝日新聞社）

イ 日本漫画家協会賞（主催：日本漫画家協会）

ウ マンガ大賞（主催：マンガ大賞実行委員会）

エ その他，国内外の賞等で話題になったものには留意する。

オ 出版社主催のマンガに関する賞も複数あるが，いずれも自社刊行物の受賞率が高く，公平性が高くないと判断し，選書の対象としない。

(3) 原則として，初出掲載誌等での連載がすでに終了して評価の定まっているものを収集する。ただし，前号に該当する作品については，掲載途中でも選書対象とする。

（例）「ヒストリエ」，「よつばと！」等（2012年5月現在）

(4) 番外編等が存在する場合は，本編とは独立した作品

- であると判断し，本編の評価による選書は行わない。
- (5) 定評ある作家でも名前だけで選ぶことはせず，個々の作品について検討する。
- (6) 視聴覚資料のうちDVDの映画作品との関連を考え，映画の原作になったものには留意する。
- (7) 演劇等の他の芸術領域に影響を及ぼしているものには留意する。
- (8) テレビアニメ，テレビドラマ等の原作になったとしても，社会的評価や資料的価値と直接結びつくとはいえないので，それだけで選書の理由としない。
- (9) そのマンガが最初に発表されたメディアの種類によって選書対象から除外することはしない。
- (10) マンガの視覚的な特性を考慮する。
- ア 暴力及び性表現の露骨なものは慎重に選書をする。
- イ 反社会的・非道徳的な事柄を扱っているものは慎重に選書をする。
- ウ 人間や生命の尊厳を脅かすもの，人権侵害，差別について配慮を欠くと認められるものについては選書の対象としない。
- (11) 一つの作品でも，同時期に版の異なるものが出版されている場合は，できるだけ堅牢な作りのものを選書する。また，すでに所蔵となっている作品の違う版は，巻数が異なったり，1巻ごとの区切りが異なることが多く，予約等に混乱を来たすので選書しない。

例：下表中，◎を所蔵

「ドラゴンボール」 鳥山明／作	ジャンプコミック版
	完全版◎
「三国志」横山光輝 ／作	希望コミックス版◎
	潮漫画文庫版
	ハードカバー版

- (12) 選書する際には，可能な限り初出の大きさの版，もしくはコミックサイズ（高さ約18cm）とすること。

文庫本サイズ（高さ約15cm）は，他に選択肢が無い場合のみ選書する。

(13) 所蔵の多数巻マンガの一部が絶版となったため，破損汚損などによる買い替えができない場合は，第11号と同じ理由から全巻揃えることができる違う版のもので，全巻を買い替える。

(14) 著作者（漫画家，原作者）が柏市在住，出身である場合は，作品を選書対象とする。

## 6 提供方法，リクエスト，複本数について

(1) マンガは多巻にわたるものが多いが，複数巻をまとめて1冊とみなして貸出（以下，「一括貸出」という）を行うことは，次の理由により当分の間行わない。

ア 一括貸出したうちでの，返却漏れ（一部の延滞など）が発生した場合の対処が困難である。

イ 一括貸出を行う資料と行わない資料の区分けが困難である。

ウ 一括貸出を望まない利用者への対応が困難である。

(2) 次の理由により，所蔵していないマンガへの利用者からのリクエストは受け付けない。

ア マンガは，比較的新しい版年のものでも品切れや絶版が多く，特に巻数が多いものは入手困難な場合が多い。

イ 選書等に一定の時間が必要であることと，他自治体から相互貸借による貸出を受けられないことから，多様なリクエストに応えることが困難である。

(3) マンガは刊行後時間がたつと補充困難なものが多いため，予約が集中しても，資料の予約多数図書は複本補充のルールは適用しない。補充可能なものであっても，複本数は資料的価値，予算，配架スペース等から最大でも柏市立図書館内のマンガ所蔵館2館（沼南分館，高柳分館）に各1冊ずつとする。

(4) マンガは，相互貸借での貸出の対象外とする。ただし，

マンガ所蔵館での欠本による要請には応える。

#### 7 保存，除籍について

- (1) マンガは製本が堅牢でないものが多いうえ，利用が頻繁なため傷みやすい。破損汚損の激しい資料は除籍を行い，必要なものについては補充する。補充が困難なものも多いため，除籍の際には出版状況を確認するよう留意すること。
- (2) 資料的価値の高い作品で，絶版になったもの，版型を変えて出版される可能性もないものは，保存を検討する。

#### 8 書誌について

- (1) マンガの書誌は，自館作成M̄ĀR̄C̄とTRCMARCが存在する。タイトルによっては，発売後しばらく経過した後TRCMARCが作成されるものもある。
- (2) 第5号2項の受賞作品の書誌に，該当賞の名称，年度（回）の記載がない場合は，適宜追記する。

#### 9 その他

この基準は，柏市立図書館及びマンガを取り巻く社会情勢の変化を考慮し適宜改定を行う。

#### 附 則

この基準は，平成25年 2月 1日から施行する。

この基準は，令和 5年 7月 1日から施行する。